## 「長浜市まちなか居住推進事業」にかかる住宅ローン金利の優遇について

株式会社関西アーバン銀行(頭取:橋本 和正)は、滋賀県長浜市の「まちなか居住推進事業」の支援を目的に、中心市街地の活性化及び定住化促進に向けた取組として、住宅ローンご利用のお客さまに金利優遇を適用いたしますので、お知らせいたします。

本件の金利優遇は、お客さまが「認定町家」を含む長浜市の助成金対象住宅を新築(購入)される場合や、「長浜町家再生バンク」に登録された空き家を購入し、リフォームされる場合に、一定の条件を満たすお客さまへ適用されるもので、金融面から地域社会の活性化をサポートしてまいります。

当行は、今後も銀行業を通じて地域社会の発展に貢献いたしますとともに、お客さまの様々な ニーズにお応えできるよう、一層の商品・サービスの充実に努めてまいります。

「まちなか居住推進事業」…滋賀県長浜市が、中心市街地の活性化を目的に、中心市街地エリアで住宅を新築(購入)または空き家を改修する場合に助成金を交付する事業。「認定町家」とは、同事業において長浜まちづくり株式会社が「町家認定ガイドライン」に基づき、町家として認定した空き家。

## 【金利優遇の概要】

|        | 次の2項目を金利優遇(お引き下げ)させていただきます。             |
|--------|---|
| 適用金利   | (1) 変動金利型 ローン基準金利から年1.9%優遇              |
|        | ※ご融資実行時に固定金利選択型をご利用の場合は、固定金利の基準         |
|        | 金利から年1.8%優遇が上限となります。固定金利期間終了後は          |
|        | 変動金利型となり、ローン基準金利から年1.8%優遇が上限とな          |
|        | ります。                                    |
|        | (2) 三大疾病保障(ガン保障+脳卒中・急性心筋梗塞保障+奥様あんしん     |
|        | プラン+入院保障A)上乗せ金利分(最大年0.4%)を優遇            |
| 適用条件   | 次の4項目をいずれも満たす方                          |
|        | (1) 長浜市が認めた助成金対象住宅を新築(購入)し、居住される給与所     |
|        | 得者の方、または「長浜町家再生バンク」に登録された空き家を購入         |
|        | しリフォーム後、居住される給与所得者の方                    |
|        | (2) 当行の住宅ローン返済口座に給与振込をご指定いただける方         |
|        | (3) 当行の住宅ローン返済口座に公共料金自動振替支払口座を2項目以上     |
|        | ご指定いただける方                               |
|        | (4) 株式会社関西クレジット・サービスの VISA カード会員またはお申込い |
|        | ただける方                                   |
| お使いみち  | (1) 長浜市が認めた助成金対象住宅の新築(購入)資金             |
|        | (2) 「長浜町家再生バンク」に登録された空き家の購入・リフォーム資金     |
| お申込開始日 | 平成 27 年 10 月 1 日 (木)                    |

※ 商品内容については、当行の住宅ローンに準じております。詳細については、当行のホームページをご確認ください。

以上





